

令和5年9月7日（木） 関市農業委員会総会

場所：関市役所 6階大会議室

令和5年9月7日（木曜日）午前9時30分 開会

農業委員会総会

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第4号 事業計画変更に対する意見について
- (5) 議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）に係る意見について

○出席委員（18名）

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 安田 美雄 君  | 3番 丹羽 英治 君  | 4番 吉田 忠男 君  |
| 5番 和田 ひとみ 君 | 6番 鵜飼 秀樹 君  | 7番 林 百恵 君   |
| 8番 後藤 信一 君  | 9番 尾口 文良 君  | 10番 松永 佳己君  |
| 11番 足立 宜穂 君 | 12番 後藤 一夫 君 | 13番 亀山 良平 君 |
| 14番 森 種生 君  | 15番 池田 政吉 君 | 16番 長尾 始 君  |
| 17番 山田 達史 君 | 18番 日置 香 君  | 19番 田下 喜代 君 |

○欠席委員（1名）

- 2番 河村 清孝 君

○委員以外の出席者

- 農業委員会事務局長 山岡 透 君  
農業委員会事務局課長補佐 山田 牧広 君  
農業委員会事務局主任主査 武藤 好人 君  
農業委員会事務局主事 波多野 恵 君  
農林課主幹 渡邊 昌彦 君  
農林課課長補佐 加藤 大吾 君

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。  
それでは、丹羽会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

（ 会長あいさつ ）

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

ありがとうございました。それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。  
2番 河村委員ですので、ご報告をさせていただきます。  
それでは、議案の審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。  
会議規則第8条の規定により、過半数の委員の出席をいただいております、  
総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

7番 林委員、8番 後藤 信一委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。  
1番から10番の案件について、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めると  
いうものです。議案は、1ページになります。

#### 1番の案件

議案は1ページ、位置図は1ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から西に300mに位置する、  
農振農用地区域外の現況地目 畑 3筆 691㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、多忙により、農地の維持管理が困難になった為、譲受人の要望に応  
えるというもの。

譲受人は、申請地の隣地に居住しており、譲渡人である叔父から農業を教わ  
り、営農を始めたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、自家消費用の野菜を栽培したい、という内容に  
なっています。

#### 2番の案件

位置図は2ページになります。

申請地は、本郷集会場から東に20mに位置する、  
農振農用地区域外の登記地目 宅地、現況地目 畑 123㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、相続により申請地を取得したが、農地の維持管理が困難な為、譲渡  
したいというもの。

譲受人は、自宅に隣接した申請地で、面積も大きくないため、手作業で自家用  
の野菜を栽培したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、手作業で、自家用野菜を栽培したいという内容

になっています。

### 3 番の案件

議案は 2 ページになります。

ここで議案の訂正があります。

こちらの申請は備考欄が空欄になっておりますが、営農計画書が提出されております。営農計画書のコピーは追加で本日お配りさせていただきました。

位置図は、3 ページになります。

申請地は、藤谷転作促進技術研修センターの北西 6 5 0 m に位置する

農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 2 5 0 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地の隣地に居住しており、農業経営の拡大をしたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、自家用野菜を栽培したいという内容になっています。

### 4 番の案件

位置図は 4 ページになります。

申請地は、東海北陸自動車長良川サービスエリアから南東に 2 5 0 m に位置する農振農用地区域内の

登記・現況地目 畑 5 1 9 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地と同時に隣接する住宅を購入し、農業経営を始めたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、果樹園を作りたいという内容になっています。

### 5 番の案件

位置図は、5 ページになります。

申請地は、市立瀬尻小学校から西に 1 0 0 m に位置する

農振農用地区域外の登記地目 田 現況地目 畑 2 6 2 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、相続で申請地を取得したが、遠方に住んでいるため、農地の維持管理が困難であったというもの。

譲受人は、申請地と同時に隣接する住宅を購入し、転入して農業を始めたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、自家消費用の野菜を栽培したいという内容になっています。

### 6 番の案件

議案は 3 ページ、位置図は 6 ページになります。

申請地は、市立板取川中学校から北西に 5 5 0 m に位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 畑 5 7 9 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、市外に在住しており、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地と同時に隣接する住宅を購入し、転入して農業を始めたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、自家消費用の野菜を栽培したいという内容にな

っています。

#### 7 番の案件

位置図は、7 ページになります。

申請地は、尾倉集会所から西に 250 m に位置する、  
農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 4 筆 564 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったというもの。

譲受人は、申請地と同時に隣接する住宅を購入し、転入して農業を始めたい  
というものでございます。

営農計画書が提出されており、自家消費用に栗の木の植樹したいという内容に  
なっています。

#### 8 番の案件

議案は 4 ページ、位置図は 8 ページになります。

申請地は飛瀬集会所から西に 250 m に位置する  
農振農用地区域内の登記・現況地目 畑 4 筆 4,137 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるという  
もの。

譲受人は、養蜂業を営んでおり、その原料となる蜜源を確保したいというも  
のでございます。

#### 9 番の案件

位置図は 9 ページになります。

申請地は、市立武芸小学校から北に 300 m に位置する  
農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 259 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、県外に在住しており、農地の維持管理が困難になったというもの。

譲受人は、申請地と同時に隣接する住宅を購入し、転入して農業を始めたい  
というものでございます。

営農計画書が提出されており、自家消費用の野菜の栽培をしたいという内容に  
なっています。

#### 10 番の案件

位置図は 10 ページになります。

申請地は、関市武儀事務所から東に 200 m に位置する  
農振農用地区域外の登記・現況地目 田 2 筆 1,044 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、高齢で農地の管理が困難になったため、隣接農地耕作者へ譲渡した  
いというもの。

譲受人は、農業経営を拡大したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、自家消費用の野菜を栽培したいという内容にな  
っています。

以上、10 件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいた

します。地域順に私の方から、ご指名させていただきますので、お願いします。

また、質疑につきましては、補足説明の後に、全体の場でお願いたします。  
1番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○1番（安田 美雄 君）

新規営農ということで、代理人の申請ですが、農業経験がないということで、150日の営農経験について、確認できない状況ですが、このように営農計画が出ておりますので、認めざるを得ないのかなと思います。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございます。2番と3番の案件につきまして、私の担当地区になります。特に問題はございませんでした。

4番の案件につきまして、尾口委員、ございますか。

○9番（尾口 文良 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございます。5番の案件につきまして、足立委員、ございますか。

○11番（足立 宜穂 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

6番から8番の案件につきまして、山田委員、ございますか。

○17番（山田 達史 君）

6番の案件について、隣接する宅地、空き家ですが、購入されて、農地を経営するということで、問題ないと思います。

7番も、隣接する空き家を購入されて、農業をしたいということで問題ないと思います。

8番は、農業を営んでいる方で、蜜源になる花を栽培したいということで、問題ないと思います。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございます。9番、10番の案件につきまして、田下委員、ございますか。

○19番（田下 喜代 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございます。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ 無し ）

○議長（丹羽 英治 君）

質疑もないようですので、これより  
議案第1号について、番号ごとに採決いたします。  
1番について、原案のとおり許可することに、  
賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。  
よって、議案第1号1番は、許可することに決しました。

2番について、原案のとおり許可することに、  
賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。  
よって、議案第1号2番は、許可することに決しました。

3番について、原案のとおり許可することに、  
賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。  
よって、議案第1号3番は、許可することに決しました。

4番について、原案のとおり許可することに、  
賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。  
よって、議案第1号4番は、許可することに決しました。

5番について、原案のとおり許可することに、  
賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。  
よって、議案第1号5番は、許可することに決しました。

6番について、原案のとおり許可することに、  
賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。  
よって、議案第1号6番は、許可することに決しました。

7番について、原案のとおり許可することに、  
賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。  
よって、議案第1号7番は、許可することに決しました。

8番について、原案のとおり許可することに、  
賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。  
よって、議案第1号8番は、許可することに決しました。

9番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。  
よって、議案第1号9番は、許可することに決しました。

10番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。  
よって、議案第1号10番は、許可することに決しました。

○議長（丹羽 英治 君）  
つづきまして、農地法第3条の規定による許可申請の11番の案件について審議します。  
ここで、19番 田下委員は、除斥をお願いいたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）  
農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めるといふものです。議案は、6ページになります。

11番の案件  
議案は6ページ、位置図は11ページになります。  
申請地は、武芸川スポーツ公園から南に300mに位置する農振農用地区域内の登記・現況地目 田 3筆 2,536㎡。  
申請の目的は、所有権移転です。  
譲渡人は、譲受人の要望に應えるというもの。  
譲受人は、農業経営の拡大をしたいというものでございます。

以上、1件について、ご審議お願いします。

○議長（丹羽 英治 君）  
事務局の説明が終わりました。  
担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言をお願いいたします。

この案件について、現地確認をされました、後藤 一夫委員、補足説明がありましたら、ご発言をお願いいたします。

○12番 （後藤 一夫 君）  
問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）  
ありがとうございました。これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第1号11番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号11番は、許可することに決しました。

○議長（丹羽 英治 君）

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めるというものです。議案は、7ページからになります。

#### 1番の案件

議案は7ページ、位置図は12ページになります。

申請地は、長良川鉄道 関富岡駅から北に200mに位置する

登記・現況地目 田 3筆 990.33㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、共同住宅（1棟8戸）でございます。

申請人は、申請地を相続したが、営農が困難になったため、営農面積を縮小して、共同住宅を建築し、家賃収入を得たいというものでございます。

8月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 2番の案件

位置図は13ページになります。

申請地は、下迫間公民館から北に200mに位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 154㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、農業用倉庫及び通路でございます。

申請人は、農機具を保管する場所が必要なため、自宅に隣接する申請地を、農業用倉庫と通路にしたいというものでございます。

8月14日に現地を確認したところ農機具倉庫と通路として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 3番の案件

位置図は14ページになります。

申請地は側島公民館から東に250mに位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 1.37㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農用地区域内の農地であるため、第1種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（進入路）でございます。

申請人は、住宅用進入路として利用したいというものでございます。

8月14日に現地を確認したところ、住宅用進入路として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、集落に接続しており、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

#### 4番の案件

議案は8ページ、位置図は15ページになります。

申請地は、一色公民館から西に500mに位置する

登記・現況地目 田 3筆 2,710㎡

農地の区分は、関農業振興地域整備計画区域内の農地のため、農振農用地となります。

転用の目的は、農地の嵩上げ（一時転用）でございます。

申請人は、水耕作地としての維持が困難な為、畑地として利用したいというものでございます。

8月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、農振農用地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

#### 5番の案件

位置図は16ページになります。

申請地は、一色公民館から南に500mに位置する

登記・現況地目 田 3筆 2,573㎡。

農地の区分は、関農業振興地域整備計画区域内の農地のため、農振農用地となります。

転用の目的は、農地の嵩上げ（一時転用）でございます。

申請人は、水耕作地としての維持が困難な為、畑地として利用したいというものでございます。

8月14日に現地を確認したところ農地性ありと確認しております。

申請地は、農振農用地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

以上、5件についてご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○1番（安田 美雄 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございました。2番の案件につきまして、本日欠席されました、河村委員さんから、特に意見は無いと言うことを伺っております。

3番の案件につきまして、森委員、ございますか。

○14番（森 種生 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございました。4番と5番の案件につきまして、田下委員、ござ

いますか。

○19番（田下 喜代 君）

面積が広がったので、推進委員の方と一緒に見てきました。荒れてしまっているし、嵩上げて手入れすれば良いかなと思います。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ 無 し ）

質疑もないようですので、これより、議案第2号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号4番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

5番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第2号5番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めると言うものです。 議案は、9ページからになります。

#### 1 番の案件

議案は9ページ、位置図は17ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から西に300mに位置する

登記地目 田 現況地目 畑 555㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。

譲受人は、住宅用敷地として利用したいというものでございます。

8月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 2 番の案件

位置図は18ページになります。

申請地は、下迫間公民館から北東に120mに位置する

登記地目 畑 現況地目 雑種地 83㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（庭）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。

譲受人は、隣接する住宅の庭として利用したいというものでございます。

8月14日に現地を確認したところ、住宅用の庭として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 3 番の案件

位置図は19ページになります。

申請地は、関市墓地公園 陽光苑から西に50mに位置する

登記・現況地目 田 174㎡。

農地の区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地の為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、木材・木製品の製造販売業倉庫でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が困難な為、譲受人の要望に応えるというものです。

譲受人は、建材加工業を営んでいますが、製品を保管する場所が不足している為、工場を新設したいというものでございます。

8月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 4 番の案件

議案は10ページ、位置図は20ページになります。

申請地は、国道248号 関バイパス線 倉知西交差点から北200mに位置する登記・現況地目 田 2筆 4,796㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。  
転用の目的は、とび工事請負業資材置場でございます。  
譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。  
譲受人は、建築資材のリース業を営んでおり、事業の拡張の為、関インターチェンジに近い申請地に、リース用の建築資材置場を作りたいというものでございます。  
8月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。  
申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 5番の案件

位置図は21ページになります。  
申請地は、市立南ヶ丘小学校から南に400mに位置する  
登記地目 田 現況地目 雑種地 3筆 441㎡。  
農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。  
転用の目的は、水道施設工事業車両置場及び資材置場でございます。  
賃貸人は、賃借人の要望に応えるというもの。  
賃借人は、水道業を営んでおり、事業用資材の保管場所が不足しており、事業所の近隣で資材管理が出来る申請地を、資材置場として利用したいというものでございます。  
8月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。  
申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 6番の案件

位置図は22ページになります。  
申請地は緑ヶ丘公園から西に50mに位置する  
登記・現況地目 畑 231㎡。  
農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。  
転用の目的は 賃貸住宅（4棟）でございます。  
使用貸人は、申請地を相続したが、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。  
使用借人は、戸建賃貸住宅を建築して、家賃収入を得たいというものでございます。  
8月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。  
申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 7番の案件

議案は11ページ、位置図は23ページになります。  
申請地は、瀬尻小学校から西に100mに位置する  
登記地目 田 現況地目 畑 119.76㎡。  
農地の区分は、水道管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね500m以内に2つの教育施設があるため、第3種農地と考えます。  
転用の目的は、一般個人住宅でございます。  
譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。  
譲受人は、申請地を一般個人住宅として利用したいというものでございます。  
8月14日に現地を確認したところ、住宅用敷地として利用されており、始末書が添付されています。  
申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 8 番の案件

位置図は 24 ページになります。

申請地は、西部保育園から南東に 400 m に位置する

登記・現況地目 田 879 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、水道管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね 500 m 以内に、教育施設と医療施設があるため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、建築条件付宅地分譲（3 区画）でございます。

譲渡人は、耕作が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を造成し、建築条件付き分譲住宅敷地として利用したいというものでございます。

8 月 14 日に現地を確認したところ、申請地の一部が駐車場として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 9 番の案件

位置図は 25 ページになります。

申請地は、側島公民館から東に 250 m に位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 313.84 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、概ね 10 ha 以上の一団の農地区域内の農地であるため、第 1 種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（倉庫・庭）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地を住宅用倉庫と庭として利用したいというものでございます。

8 月 14 日に現地を確認したところ、住宅用倉庫と庭として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第 1 種農地であるため、原則として許可はできませんが、集落に接続しており、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

#### 10 番の案件

議案は 12 ページ、位置図は 26 ページになります。

申請地は、古布多目的研修集会施設から西に 50 m に位置する

登記・現況地目 田 759 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、概ね 10 ha 以上の一団の農地区域内の農地であるため、第 1 種農地と考えます。

転用の目的は、農産物集荷場兼直売所兼農業用倉庫でございます。

譲渡人は、高齢になり、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地周辺で営農しており、自らが収穫した農作物の集荷場と直売所を作りたいというものでございます。

8 月 14 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 1 種農地であるため、原則として許可はできませんが、農業用施設として、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

#### 11 番の案件

位置図は 27 ページになります。

申請地は、尾倉集会所から西に 250 m に位置する

登記・現況地目 畑 158 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地の為、第 2 種農地と考えま

す。

転用の目的は、一般個人住宅（駐車場・庭）でございます。

譲渡人は、県外に居住しており、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地を住宅用庭及び駐車場として利用したいというものでございます。

8月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 12番の案件

位置図は28ページになります。

申請地は、野口集会場から西に700mに位置する

登記・現況地目 田 2筆 1,449㎡。

農地の区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地の為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が困難な為、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地で太陽光発電事業を行いたいというものでございます。

8月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 13番の案件

議案は13ページ、位置図は29ページになります。

申請地は、市立武芸小学校から北に300mに位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 3筆 187㎡。

登記・現況地目 畑 92㎡ 合計 4筆 279㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（駐車場・庭）でございます。

譲渡人は、県外に居住しており、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地を住宅用庭及び駐車場として利用したいというものでございます。

8月14日に現地を確認したところ、一部住宅用敷地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 14番の案件

位置図は30ページになります。

申請地は、関市武芸川事務所から東に150mに位置する

登記・現況地目 田 721㎡。

農地の区分は、申請地から概ね300m以内に関市武芸川事務所があるため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。  
譲受人は、申請地で太陽光発電事業を行いたいというものでございます。  
8月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。  
申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 15番の案件

議案は14ページ、位置図は31ページになります。  
申請地は、道の駅むげ川から北に300mに位置する  
登記地目 畑 現況地目 宅地 353㎡。  
農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に  
近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。  
転用の目的は、一般個人住宅（庭）でございます。  
譲渡人は、申請地を相続したが、遠方に居住しており、農地の維持管理が困難  
になったため、譲受人の要望に応えるというもの。  
譲受人は、現在の住居が手狭になったため、隣地住宅を購入し、申請地を庭と  
して利用したいというものでございます。  
8月14日に現地を確認したところ、一部、庭として利用されており、始末書  
が添付されています。  
申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業  
の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考え  
ます。

以上、15件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいた  
します。

1番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○1番（安田 美雄 君）

特にございません。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございました。2番の案件につきまして、本日欠席されました、河  
村委員さんから、特に意見は無いと言うことを伺っております。

3番の案件につきまして、吉田委員、ございますか。

○4番（吉田 忠男 君）

特にございません。

○議長（丹羽 英治 君）

4番、5番の案件につきまして、後藤 信一委員、ございますか。

○8番（後藤 信一 君）

4番については、排水が問題となると思いますが、北側と東側に排水路があり  
ますので、問題ないと思います。5番ですが、賃借権の申請で、地目変更の申  
請ではありません。そのため、賃借人は法人ですが、営農を目的とした法人で  
あれば、賃借権もおかしくないと思いますが、地目が田であって、資材置場を  
ずっと認めるということになります。この点について、疑問があります。

○議長（丹羽 英治 君）

6番の案件につきまして、松永委員、ございますか。

○10番（松永 佳己 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございました。7番の案件につきまして、足立委員、ございますか。

○11番（足立 宜穂 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございました。8番の案件について、亀山委員、ございますか。

○13番（亀山 良平 君）

この写真では分かりませんが、この周辺は全て宅地になっているので、この地区はいずれ宅地ばかりになるとお思いますので、問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございました。9番の案件につきまして、森委員、ございますか。

○14番（森 種生 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございました。10番の案件について、池田委員、ございますか。

○15番（池田 政吉 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございました。11番の案件につきまして、山田委員、ございますか。

○17番（山田 達史 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

12番の案件につきまして、日置委員、ございますか。

○18番（日置 香 君）

板取では、ソーラー発電は何か所がありますが、農地というのは今回初めてです。隣接するところに民家もありますので、気になったので確認しました。住んでいる人は高齢の独身の方で、特に気にしていないようなので、特に問題はないようです。その近くで、また測量をしていたようなので、板取の農地で、ソーラー化していく可能性があるなと思いました。以上です。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございます。13番から15番の案件につきまして、田下委員、ごさいますか。

○19番（田下 喜代 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はごさいませんか。先ほどの後藤委員の発言に対して事務局、よろしいですか。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

5条5番の案件ですが、現況はすでに雑種地で使われている状況です。まだ登記地目が田ということで、農地法に係る状態になっております。それで今回5条申請を出してもらっています。この5条申請の許可が下りて、初めて地目変更ができることとなります。登記地目を変更するための意味合いも兼ねております。

○8番（後藤 信一 君）

本人が地目変更の申請を出さないと変わらないと思うんです。本当に地目変更を出してもらえるかが疑問ですが、いかがでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

地目変更をするにあたって、今回の申請が必要になるということで、許可を取られた後に、地目変更をしてくださいというお願いになると考えております。

○議長（丹羽 英治 君）

他に質疑はありませんか。無いようですので、これより議案第3号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号4番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

5番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第3号5番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

6番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号6番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

7番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号7番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

8番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号8番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

9番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号9番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

10番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号10番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

11番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号11番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

12番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第3号12番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

13番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号13番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

14番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第3号14番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

15番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号15番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

○議長（丹羽 英治 君）

続いて、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見 についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は15ページになります。

1番の案件

議案は15ページ、位置図は24ページになります。

申請地は、岐阜県畜産研究所 関試験地から南に200mに位置する

登記地目・現況地目 雑種地 6筆 5,307㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

申請地は当初事業者が、資材置場として農地法5条の許可を受けられたものですが、事業未完了で、事業者と事業内容が変更になるものです。変更後の事業は発電事業用地となります。

以上、1件について、ご審議お願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ 無 し ）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第4号は、岐阜県知事に進達することに決しました。

○議長（丹羽 英治 君）

議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）にかかる意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について

農業経営基盤強化促進法第6条の規定に基づき、令和5年8月28日付け農第234号により、関市長から意見を求められたものです。

内容につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）と記載されている冊子でございます。

それでは、内容につきまして、担当の農林課 加藤からご説明させていただきます。

○農林課課長補佐（加藤 大吾 君）

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、以下基本構想と呼ばせていただきますが、ご説明させていただきます。関市において、効率的かつ安定的な農業経営への改善を計画的に進めようとする、農業者に対する農用地の集積、経営管理の合理化、その他基本的な方向性や指標を示したものでございます。

難しい表現になりますが、専業農家が持続可能な営農していくための目標でございます。なお、岐阜県においても、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」、以下基本方針と呼びますが、それを定めており、市の基本構想はこれに即した内容とすることが規定されております。また、基本構想の作成については、農業関係者の意見を反映し、農業委員会及び農協に意見聴取をしなければなりません。

続きまして、基本構想の見直しの経緯についてご説明します。農業経営基盤強化促進法につきまして、令和5年4月1日改正に伴う、地域計画の策定による変更になります。地域計画についてご説明します。本日お配りしました、資料の「農林水産省HP抜粋」をご覧ください。人・農地プランから地域計画ということで、これまで、地域での話し合いにより、人・農地プランを作成・実行してきましたが、今後、高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農業が適切に利用できなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取り組みを加速することが、喫緊の課題ということです。

① 人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定める。

② 地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を集めるため、農業経営基盤強化促進法等の改正法が令和5年4月1日に設立された ということです。

その下ですが、今までは、人・農地プランということで、関市でも13プランほどあります。これらは地域農業の将来のあり方が明記してあります。その右ですが、今回策定するものが地域計画で、令和7年3月までに策定することになっていきます。今までの違いとしては、目標地図というものを策定することになっていきます。

基本構想の見直しの概要についてご説明します。

1ページをご覧ください。市面積47,233haに占める農地面積2,400haで約5.1%、

山林が 38,213ha で 80.9% を占めている、という部分を修正しております。市の面積の修正については、国土交通省地理院の計測方法が変わっており、それに伴い修正させていただいております。

続きまして、9 ページをご覧ください。

菌床しいたけ（基幹 1 名、補助 2 名）目標 2 戸

菌床しいたけブロック数 1,000 菌床

年間菌床ブロック数 10,000 菌床

資本装備：菌床しいたけハウス 2 棟 荷造り小屋 1 式

というところでございます。こちらについては、令和 5 年度から新規就農をする方がみえたため、入れさせてもらっています。

15 ページをご覧ください。第 3、第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項になります。1 番の農業を担う者の確保及び育成の考え方につきましては、認定農業者などの地域農業に中心を担う経営体にも農業を担う者として地域計画に位置づけるため、明記しています。

2 番の農業を担う者の確保・育成に向けた取り組みにつきましては、2 段目のアグリチャレンジ支援センターのようなどころで相談できることもありますが、認定新規就農者や経営発展に意欲的な農業者など、就農希望者の就農から定着まで一貫した支援に係る役割を明記しています。

17 ページをご覧ください。地域計画についてになります。1 番の地域計画推進事業に関する事項についてですが、特に必要なところを説明いたします。

(1) 協議の場の設置方法についてですが、ウ 協議の場の設置 (ア) 本市は、協議の場の日時・場所・内容等を調整しながら、以下の (イ) の参加者に呼びかけ、協議の場を開催するものとする、ということで、開催の仕方について明記しています。

(2) 地域計画の作成についてですが、本市は、協議の場の結果を踏まえ、上記アの地域にいける農業の将来のあり方や、農用地の効率化かつ総合的な利用に関する目標等を定めた地域計画を定めるとしています。

下段のウ目標地図の作成については、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として、地域において農業を担う者ごとに利用する農用地を定め、目標地図に表示する、と示しております。

(3) 地域計画の変更以降の進め方につきましては、割愛させていただきます。

説明は以上になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

安田委員さんどうぞ。

○1 番（安田 美雄 君）

農地面積が変わったということですが、農家戸数も面積が変われば変わってくるのではないのでしょうか。

○農林課課長補佐（加藤 大吾 君）

こちらは確認不足の点がありましたので、確認して修正いたします。

○議長（丹羽 英治 君）

よろしくお願いいたします。日置委員どうぞ。

○18番（日置 香 君）

説明の中で協議の場というのがありましたが、具体的には私たち農業者が、意見を反映できる場があるんですか。

○農林課課長補佐（加藤 大吾 君）

現在、人・農地プランが作成されており、地域ごとに地図を作成するにあたって、今後の担い手の方と含めて、どのように集積できるかを話し合っています。

○18番（日置 香 君）

協議の場という表現は分かりにくいと思います。人・農地プランというのが行き詰っているから、名前を変えているのではないですか。これからの農業を考えるというなら、協議の場があるということですよ。名前がいかにも、再生協議会という、農業を再生するようですが、具体的にこれからの将来を考え、農業の問題点を話し合う場ではないのです。そういった場を設けるのかなどと思い、意見したのですが、もう少し分かりやすく計画しないと、もう駄目になってしまう農業の地域がいっぱいあります。これを見ていると、一番大量に農業に携わるような事業者を主体に考えているようです。それ以外の農地を持っているところについて、どこか考えるところがあるかと思いましたが、そのような記述はないようでした。そういったことを協議する場というのは、今後ないのでしょうか。人・農地プランを今まで続けてきて、どうしても策定できない地域はあります。人がいないので。やろうにもどうしようもない。最低限、鳥獣害を防ぎ、10年、20年の計画でも立ててあれば、希望は持てますが。内容を見てもみると、新規農業者の受け入れ態勢を考えたプランとありますが、そのようなことでは難しいと思います。放っておいても移住者が来る地域もありますし、ないところを放っておいて、これからどんどん潰れていく地域を見過ごしていく、そのような農業政策としか思えません。考えるなら、そのようなことも盛り込んでほしいです。国や県から流れてきたものを、横流しにするだけではダメだと思います。明日のない農業ですから、そのあたりをもう少し考えてほしいです。以上です。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございました。今の意見について、事務局、お願いします。確かに、中山間は日置さんが言われたように、大きな問題を抱えているのは、事実です。今回の地域計画については、人・農地プランから地域計画へ移っていく中で、中山間の課題については盛り込んでいないのではないかと、ということでしたが、それに対して事務局、お願いします。

○農林課課長補佐（加藤 大吾 君）

貴重なご意見、ありがとうございます。地域の課題として捉え、地域の協議の場で言っていたら、どうしていくかということを検討していけるかと思えますので、地域でお話していただければと思います。

○18番（日置 香 君）

付け加えて申し訳ないですが、地域ごとに推進する取り組みとありますね。関地区とその他の地区とありますね。その他の地区ですが、新規就農政策を重点的に進めていく地区、特色ある農作物、栽培技術の研修、講師を招いての実践的な講義の実施、大学、農業試験場と連携して加工品の開発。ここに加えてあるのは、農協、撤退していない。関市農業再生協議会はそのようなことをする

ところではありません。栽培技術の指導は必要なことですが、せめてここに農協とか役に立つ働きをしてくれるところはないんですか。関市に頼るしかないんですね。

○議長（丹羽 英治 君）

ただ今のご意見を十分ご理解した上で、現場にこれから入っていきます。今言われた課題というのは、中山間では特にそういった意見が出てくると思います。それを踏まえて、現場を見ていただければと思います。そのほかはございますでしょうか。

（ 無 し ）

そうしましたら、ただ今のご意見については、現場に入る際も、それを踏まえていただけるということです。そして、今回の内容について、これを進達することになります。質疑等もないようですので、議案第5号について、意見なしとして進達してよろしいでしょうか。意義のない方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）にかかる意見については「意見無し」と回答することに決しました。

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

農業者年金加入推進部長に関してのお願いになります。

岐阜県農業会議からの依頼になるのですが、農業者年金加入推進の指導的な役割を担っていただく、農業者年金加入推進部長を農業委員会から、5名推薦していただきたいというものになります。

推進部長の具体的な活動内容としましては、研修会の参加、農業者への加入PR、などが主になってきます。

この場をお借りして、農業者年金加入推進部長5名を選出していただきたいのですが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

ありがとうございます。

それでは、農業者年金加入推進部長の選出の方法につきまして、お諮り致します。選出方法につきましては、会長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議無いようですので、農業者年金加入推進部長について会長より、ご指名いただきますようお願いいたします。

○議長（丹羽 英治 君）

それでは、農業者年金加入推進部長について、私から指名させていただきます。森 種生 委員、長尾 始 委員、山田 達史 委員、田下 喜代 委員そして私の5名を指名いたします。

ただいま、指名しました方々を、それぞれ農業者年金加入推進部長とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、農業者年金加入推進部長につきましては、只今ご指名しました方々といたします。

その他について、事務局の説明を求めます。

○議長(丹羽 英治 君)

議長よりご指名の委員さんにつきましては、総会終了後、少し打ち合わせを行いたいので、会議室前方にお集まりください。

次回の農業委員会総会は、令和5年10月6日(金) 午前9時30分より関市役所 6階 大会議室を予定しております。

○17番(山田 達史 君)

(挨拶)

午前11時00分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

---

印

7番

---

印

8番

---

印

